

平成31年第1回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年1月11日（金）午前9時30分から10時18分まで
2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室
3. 出席委員 （17人）

会長 岩井 壽美雄 君	2 番 大沢 トモ子 君
4 番 川崎 良巳 君	5 番 佐々木 一榮 君
6 番 高村 國昭 君	7 番 中里 光明 君
8 番 竹原 誠 君	9 番 佐々木 喜克 君
10番 鈴木 幸雄 君	11番 三浦 弘文 君
12番 豊川 敏雄 君	13番 鳥谷部 甚一郎 君
14番 北村 勉 君	15番 柏田 雅俊 君
16番 [欠 員]	17番 鳥谷部 孝雄 君
18番 三浦 房雄 君	19番 中川原 隆雄 君
4. 欠席委員 （1人）

3 番 時田 宏 君

5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 業務報告
 - 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 - 第4 議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
 - 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 - 議案第4号 贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について
 - 議案第5号 不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について
 - 議案第6号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について
 - 議案第7号 平成30年農作業料金・農業労賃に関する調査について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	竹 洞 晴 生 君
事務局次長	赤 坂 和 浩 君
総務班長	黒 沢 満 尋 君
主 幹	早 狩 千 春 君

7. 会議の概要

会 長（岩井） ただ今から平成31年第1回総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして厚くお礼申し上げます。

本日の総会の議事日程はあらかじめお手元に配付してありますとおりです。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（竹洞） 本日は、3番 時田宏委員から欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。

議 長（岩井） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行いません。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは、6番 高村 國昭 委員

18番 三浦 房雄 委員 をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局の赤坂和浩次長を指名します。

議 長（岩井） それでは、日程第2、業務報告について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（赤坂） [業務報告の朗読及び説明]

会 長（岩井） [業務報告の補足説明]

4 番（川崎） [業務報告の補足説明]

議 長（岩井） ただいまの報告について発言のある方は挙手をお願いします。

14番（北村） （12月）18日に開催されました三八地域りんご放任園等対策連絡協議会の関連ですけれども、これは毎年やっているのでしょうか。それから、その内容についてですね、放任園がおそらく増えているのじゃないかなという気がしますがけれども、どういう話がされたのか。

事務局（竹洞） この会議は今回が初めてでございます。というのは、青森県りんご黒星病対策推進会議ができたのを受けて三八地域でもこの協議会が設置されたもので、内容としては、設置要領等の説明、三八管内での黒星病の発生状況等の説明がありました。また、今回の対策では、黒星病の発生源と考えられる放任園の解消に向けて、これまでに例のない勧告・命令等の行政処分の発動も視野に入れた対応をすることとしており、対象の園地が遊休農地であるかどうかで行政処分の根拠法令が異なるため、その判断は農地法に基づく利用状況調査により農業委員会が行うこととなります。。

議 長（岩井） そのほか、ございますか。

よろしいですか。それでは、以上で日程第2の業務報告を終わります。

議 長（岩井） 次に、日程第3の報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） 議案書の1ページ報告第1号と参考資料の1ページをご覧ください。

1番の農地の所在は、字姥堤●●、地目は田、面積は●●平方メー

トル。借受人が病気のため作付けできなくなったことにより解約するものです。なお、この農地は中間管理機構に貸し出す予定になっています。

2番の農地の所在は、大字豊間内字地蔵平●●、地目は畑、面積は●●平方メートル。この農地は別な人に貸すことが決まっているため合意解約するものです。

3番の農地の所在は、大字倉石石沢字山辺沢●●、地目は畑、面積は●●平方メートル。この農地については、土壌が良くなく生産性が低いため解約するものです。

4番は、大字倉石中市字郷ヶ沢の畑が5筆、面積は合計で●●平方メートル。この農地も生産性が低いため解約するものです。

5番は、大字上市川字上川原の田が3筆、面積は合計で●●平方メートル。この農地は、借受人が労力不足のため解約するものです。

6番の農地の所在は、大字上市川字前谷地●●、地目は田、面積は●●平方メートル。この農地は売買が決まったため合意解約するものです。

以上です。

議長（岩井） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

8番（竹原） 3番と4番は土地が良なくて生産性が低いから合意解約ということだが、期間の途中で解約された農地の扱いはどうなるのか。

事務局（黒沢） 今回の合意解約は中間管理機構と借受人との間の解約であり、所有者と中間管理機構との契約は継続しているので、中間管理機構において新しい借り手を探すこととなります。

議長（岩井） そのほか、発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長（岩井） 次に、日程第4の議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基

づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） 議案書の3ページ議案第1号をご覧ください。

五戸町長より平成30年12月25日付け五農林第420号で、農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案10件で、合計面積は●●平方メートルです。

1-1番から1-5番までは新規で、中間管理機構への貸出しになります。1-1から1-3までは字姥堤の田が3筆で、これは以前は別の人が借りていましたが、借受人が病気で作付けできないということで、解約して、新たに中間管理機構へ貸し出すというものです。3筆とも10年間の使用貸借です。1-4は大字上市川字堺谷地の田が5筆、面積は合計●●平方メートル、10年間の賃貸借です。1-5は大字倉石中市字田茂平の田が2筆、面積は合計で●●平方メートル、10年間の賃貸借です。

2番は字古堂後の田が2筆、面積は合計●●平方メートル、5年間の使用貸借です。

3番は字姥川後と字熊野林後の田が合わせて2筆、面積は合計●●平方メートル、5年間の賃貸借で、水利費を支払うことになっています。

4番は大字切谷内字堤ノ下と切谷内字向田沖の田が合わせて2筆、面積は合計●●平方メートル、5年間の賃貸借で、賃借料は10アール当たり玄米●●俵です。

5番は字上根前の田が1筆、面積は●●平方メートル、10年間の賃貸借です。

6番は大字倉石又重字中崎の畑が1筆、面積は●●平方メートル、2年間の賃貸借です。

以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(岩井) 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長(岩井) ここで農地調査会、今月の調査委員は
2番 大沢 トモ子 委員及び
9番 佐々木 喜克 委員です。
調査委員席にご着席ください。

(調査委員着席)

議長(岩井) 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局(黒沢) 議案書の7ページ議案第2号と参考資料の13ページをご覧ください。

今月の農地法第3条許可申請は1議案12件です。

1番から7番までは売買による所有権移転に関する件、8番は賃貸借に関する件、9番は使用貸借に関する件、10番から12番までは贈与による所有権移転に関する件です。

1番から12番までは、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。ともに経営規模拡大及び農業経営の安定を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。

参考に売買価格をお知らせします。1番の売買価格は●●円、10アール当たり●●円、2番の売買価格は●●円、10アール当たり●●円、3番の売買価格は●●円、10アール当たり●●円、4番の売買価格は●●円、10アール当たり●●円、5番の売買価格は●●円、10アール当たり●●円、6番の売買価格は●●円、10アール当たり●●円、7番の売買価格は●●円、10アール当たり●●円となっています。

8番は賃貸借で、賃借料は年間●●円です。

以上です。

議長（岩井） ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して佐々木喜克調査委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

佐々木喜克調査委員 農地法第 3 条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の 7 ページ議案第 2 号と参考資料の 13 ページをご覧ください。1 月 7 日に、岩井会長と大沢トモ子委員及び事務局職員 3 名で現地調査を行いました。

1 番の農地は、譲渡人が病気のため耕作することができず、親戚であり、隣接する畑を耕作する譲受人に売り渡すものです。譲受人は、栗及び野菜を栽培するそうです。

2 番の農地は、従来から譲受人が借り受け、パイプハウスを設置して●●を飼育していますが、所有者が自己破産して財産を処分することになったため、買い受けることにしたものです。譲受人は●●の飼育を続けるそうです。

3 番は、以前から譲受人が借り受けて耕作している農地ですが、譲渡人は今後も耕作する見込みがないため、売買することにしたものです。譲受人は引き続き長芋を作付けするそうです。

4 番・5 番・6 番は、譲受人が同じで、いずれも譲渡人が労力不足や高齢により耕作できなくなったため、隣接地を耕作する譲受人に申し出て売買することになったものです。譲受人は、引き続き水稻を作付けするそうです。

7 番は、譲渡人が夫から相続した農地ですが、労力不足で管理できないため、隣接地を耕作する譲受人に申し出て売買することになったものです。譲受人は、引き続き水稻を作付けするそうです。

8 番は、貸付人が高齢で後継者もないため、親戚である借受人と賃貸借することになったものです。借受人は、引き続き水稻を作付けするそうです。

9 番と 10 番は申請者が同じで、病気で耕作できなくなった兄から弟へ権利移動するものです。9 番は使用貸借で、引き続き水稻を作付けするそうです。10 番は贈与で、譲り受けたあとは大豆を栽培する予定です。

11 番は、平成 27 年に新規就農した譲受人が伯父からの使用貸借により耕作してきた農地ですが、経営がある程度軌道に乗ってきたこと、また、青年就農給付金受給の要件でもあることから、今回、

贈与により所有権を移転するものです。譲受人は、引き続き長芋とズッキーニを作付けするそうです。

12番は、譲渡人が高齢になったため、所有する農地を息子である譲受人に一括して贈与するものです。譲受人は、従来どおり耕作するそうです。

以上で調査結果の説明を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは採決いたします。
議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。
ここで暫時休憩いたします。

（ 休 憩 ）

議長（岩井） 休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第3号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（早狩） 議案書の12ページ議案第3号と参考資料の47ページをご覧ください。
今月の農地法第5条許可申請は1議案1件です。
農地の所在は字愛宕下タ●●、地目は畑、面積は●●平方メートル。
転用目的は、資材置場と駐車場の設置です。農地区分は農用地区域外で、立地基準は第3種農地と判断いたします。

以上です。

議長（岩井） ただ今の事務局の説明に関連して、佐々木喜克調査委員から調査結果の報告をお願いいたします。

佐々木喜克調査委員 それでは、農地法第5条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の12ページ議案第3号と参考資料の47ページをご覧ください。

3条申請と同じく1月7日に調査を行いました。

1番は、都市計画法の第一種住居地域内にあり、相続人がいないため相続財産管理人の弁護士が管理している農地で、譲受人が買い受けて資材置場及び駐車場を設置する計画です。北側が法定外道路、東側が畑、西側が宅地、南側は私道で、周囲に影響がないことを確認しております。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

また、農地調査委員の方々、ありがとうございました。指定席にお戻りください。

（調査委員、指定席へ戻る。）

議長（岩井） 次に、議案第4号「贈与税の納税猶予に関する証明（農業経

営) について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（早狩） 議案書の 13 ページ議案第 4 号をご覧ください。

農業後継者が農地等の生前一括贈与を受けて農業を継続する場合には、一定の条件の下に、贈与者又は受贈者が死亡するまで贈与税額の納税が猶予される特例があります。

この特例を受けるための要件として、受贈者は申告期限から 3 年ごとに税務署長へ「継続届出書」を提出することになっており、その届出書に添付する「引き続き農業経営を行っている旨の農業委員会の証明書」の交付について承認を求めるもので、平成 30 年度の対象者はご覧のとおりです。

以上です。

議長（岩井） 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいでしょうか。それでは採決いたします。

議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 4 号は原案のとおり決定いたしました。

議長（岩井） 次に、議案第 5 号「不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（早狩） 議案書の 15 ページ議案第 5 号をご覧ください。

不動産取得税にも徴収猶予の制度があり、その適用を受けるための要件は贈与税の場合とほとんど同じで、農地等を取得した年の翌

年の3月15日から起算して3年ごとに、地域県民局長に「継続届出書」を提出することになっています。その届出書に添付する「引き続き農業経営を行っている旨の農業委員会の証明書」の交付について承認を求めるもので、平成30年度の対象者はご覧のとおりです。
以上です。

議長（岩井） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいでしょうか。それでは採決いたします。
議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定しました。

議長（岩井） 次に、議案第6号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） 議案書の17ページ議案第6号と参考資料の73ページをご覧ください。

荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてです。先月、破産管財人の弁護士から申出がありまして、平成31年1月7日の調査会で確認した結果、「農地法の運用について」第4の(4)に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地としての決定を求めるものでございます。1筆、●●平米でございます。以上です。

議長（岩井） 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩井) よろしいでしょうか。それでは採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(岩井) 全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定しました。

議長(岩井) 次に、議案第7号「平成30年農作業料金・農業労賃に関する調査について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局(赤坂) 議案書の18ページ議案第7号をご覧ください。平成30年農作業料金・農業労賃に関する調査について承認を求めるものでございます。

毎年、全国農業会議所及び青森県農業会議から調査を求められているもので、調査の目的は、農業・農村における労働状況について把握し、適正かつ合理的に標準賃金・料金等の作成、農業労働力確保の推進を行い、足腰の強い農業・農業経営の実現に資することを目的としております。

調査項目は5項目です。1つ目が水稲作の部分・全面作業受委託料金、2つ目がオペレーター賃金、3つ目が農業臨時雇用の農作業別・男女別の賃金、4つ目が農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の協定状況、5つ目が町内の農外諸賃金となっております。それぞれの金額については、19ページに記載のとおりです。

以上です。

議長(岩井) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質問・意見なし)

議長(岩井) よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 7 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 (岩井) 全員賛成ですので、議案第 7 号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 (岩井) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
これをもって、平成 31 年五戸町農業委員会第 1 回総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

平成31年1月11日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員